クラブ艇をご利用の皆様へ

あなたは遵守事項を守っていますか！

国土交通省発行「ハロー! フレッシュボートライフ」より

●「見張りの実施義務違反」「発航前の検査義務違反」が行政処分の対象となりました!

●ライフジャケットは船室外にいるすべての乗船者に着用が義務となります!

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者（船長）に対し、法令で遵守事項を定めています。

■ 酒酔い等操縦の禁止

■ 危険操縦の禁止

■ 免許者の自己操縦

■ ライフジャケットの着用

シースタイルでは、船室の内外を問わず、乗船時は全員ライフジャケットを着用して頂きます。

■ 見張りの実施

■ 発航前の検査

■ 事故時の人命救助

遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、発航前の検査義務違反	2点	5点

行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	（処分の対象外）		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

クラブ艇の保険

シースタイルクラブ艇には以下の保険が付帯しています。

船体保険

沈没、衝突、座礁などの偶発的な事故によって
船体に生じた損害に対する保険

	ボート	ウェーブランナー
免責金額	1事故 **10万円**	1事故 **5万円**

賠償責任保険

船外の他人を死傷させたり、他人の財物を破損したことにより負担する「法律上の賠償責任」によって被る損害に対する保険

支払限度額	**1億円**

	ボート	ウェーブランナー
免責金額	**なし**	1事故 **5万円**

搭乗者傷害保険

ボートに搭乗中、偶発的な事故により搭乗者が死傷した場合に
支払われる保険金

保険金額	1名 ×定員数 1事故 **1,000万円**※

※上記は、基本部分（500万円）＋死亡後遺障害のみ・上乗せ（500万円）の合計値です。基本部分では、医療保険金・死亡保険金・後遺障害保険金をお支払します。

捜索救助費用保険

搭乗者が遭難し、その捜索・救助の為に費用がかかった場合に
支払われる保険金（マリーナによる救助は対象外）

	ボート	ウェーブランナー
支払限度額	**100万円**	**50万円**

ウェイクボード、バナナボートなどのトーイングスポーツをされる方のケガについては、クラブ艇の保険では補償されません。
別途「トーイングスポーツ傷害見舞金制度：最大100万円（※死亡等の場合）」をご用意しております

**明らかな操作上の過失や不適切な取扱いによる故障などが認められた場合はクラブ艇保険は適用されないことがあります。
免責額その他の保険金により填補されない損害については、会員様の負担とします。**

保険対象外となる事例：エンジンの焼付き、ホームマリーナによるレスキュー費用、レンタル備品、営業補償、ご搭乗者の私物など

「シースタイル・チャータープラン ご利用時」の加入保険

「海上運送法」「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づいて、以下の保険に加入しています。

船客傷害賠償責任保険

チャータープラン（クルージング）のご利用において、利用者の皆様を運送中に発生した偶然な事故により「利用者の身体障害に起因する法律上の賠償責任」によって被る損害に対する保険

支払い限度額	1名 5,000万円 ×定員数

遊漁船業者総合保険

チャータープラン（フィッシング）のご利用において、利用者の皆様を運送中に発生した偶然な事故により「利用者の身体障害に起因する法律上の賠償責任」によって被る損害に対する保険

支払い限度額	1名 5,000万円 ×定員数

利用制限に関する細則

1. カスタマーハラスメント等の公序良俗に反するご利用および営利を目的としたご利用についてはお断りいたします。

2. 入れ墨･タトゥー（ファッションタトゥーを含みます）の露出はお断りさせていただく場合がありますので、マリーナ敷地内等他のお客様がいる場所では、入れ墨･タトゥーの露出がない服装をお願いいたします。

3. 暴力団および暴力団等の反社会的団体の構成員ならびにその関係者の方のご利用はお断りいたします。

4. 会員様以外の方のボート等の操縦は認めていません。ボート等の操縦ができる方は、満18歳以上で2級（5海里限定）以上の小型船舶操縦士免許、または特殊小型船舶操縦士免許を保有している会員で、かつ運営会社にて指定し、加盟マリーナにて実施する講習（加盟マリーナで義務付けている「安全レクチャー（有料のマリーナ有）」を含む等）を受講した個人に限ります。なお、会員はご利用の前に加盟マリーナに「出航届」を提出することとします。シースタイルチャーターのご利用については、免許保有の有無にかかわらずボート等の操縦はできません。必ず加盟マリーナの船長の指示に従いご利用ください。なお、会員資格を有しない者にボート等を操縦させる、運営会社が指定し加盟マリーナにて実施する講習を受講せずに操縦する、当該講習で指示された注意事項を遵守しない、ボート等を操縦･利用するに際して安全措置を懈怠する（見張りの懈怠、気象･海象の軽視、機械故障を招く行為等を含むがこれらに限定されない）、ボート等に故障･不具合が生じた場合の加盟マリーナへの報告不履行、その他故意または明らかな過失に起因する行為等により、修理費用やそれに伴う費用を請求された場合、当該費用は会員の負担とする。また前記の会員の行為により、運営会社、加盟マリーナまたはその他の第三者に対して損害を与えた場合には、保険の適用対象外となり損害額全額が会員の負担となる場合があります。

5. 安全管理または事故等のトラブルの早期解決のため必要な事項について、ご理解ご協力いただけない方およびそのおそれのある方のご利用につきましては、保安上の理由で、乗船をお断りすること（ご利用中にそのように認められた場合には、乗船を中止すること）、または利用を制限することを判断する場合がありますのでご了承ください。

6. 同伴者、同乗者の方につきましても前五項は同様といたします。

7. 前六項のほか、各加盟マリーナで定める利用規約に違反した場合、当該加盟マリーナのご利用を制限または停止させていただく場合がありますので、ご注意ください。また、会員が利用規約に違反したことに起因して、各加盟マリーナから修理費用または休業補償等の請求があった場合、会員は当該費用を負担するものとします。

8. 前七項についての違反があった場合、運営会社は会員資格の一時停止または除名を行う場合がありますので、予めご了承ください。